

## 南伊勢町 I C T 導入支援事業費補助金交付要綱

令和 2 年 1 0 月 1 2 日

告示第 1 3 0 号

(趣旨)

第 1 条 南伊勢町 I C T 導入支援事業費補助金は、職場環境の改善や人材確保の観点から、介護事業所において介護記録・情報共有・報酬請求等の業務の効率化につながる I C T の導入を支援することにより、介護分野における I C T 化を抜本的に進めることを目的に、本町内の介護事業所への I C T 導入に係る経費に対し、予算の範囲内において I C T 導入支援事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、三重県介護従事者確保事業費補助金交付要領（以下「交付要領」という。）及び南伊勢町補助金等交付規則（平成 1 7 年南伊勢町規則第 5 7 号。以下「交付規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助対象事業)

第 2 条 補助対象事業とは、当該年度において第 4 条の要件を満たす I C T 機器を導入する事業（以下「補助事業」という。）をいう。

(補助対象者)

第 3 条 この要綱における補助対象者は、三重県が地域医療介護総合確保基金を活用して実施する三重県介護従事者確保事業費補助金に採択され、交付決定を受けた補助事業を実施する介護保険法（平成 9 年 1 2 月 1 7 日法律第 1 2 3 号）第 8 条に掲げる事業を行う南伊勢町内に所在する事業所及び施設（以下「補助事業者」という。）とする。

(補助の要件)

第 4 条 補助の対象とする事業は、当該年度において以下の要件を満たす I C T 機器を導入する事業とする。

- (1) 記録業務、情報共有業務（事業所内外の情報連携含む。）、請求業務を一気通貫で行うことが可能となっている介護ソフトを導入すること（転記等の業務が発生しないこと）。また、複数の介護ソフトを連携させることや、既に導入済みである介護ソフトに新たに業務機能を追加すること等により一気通貫となる（転記等の業務が発生しなくなる）場合も対象とする。
- (2) 補助対象者が居宅介護支援事業所、訪問介護事業所等（居宅介護支援事業所や介護予防支援事業所の介護支援専門員が作成する居宅サービス計画や介護予防サービス計画に基づきサービス提供をするものに限る。）の場合には、「居宅介護支援事業所と訪問介護などのサービス提供事業所間における情報連携の標準仕様」に準じたものであること。
- (3) 既に介護ソフトによって一気通貫となっている場合は、新たにタブレット端末やバックオフィス業務用のソフト等を導入することのみも対象とする。た

だし、タブレット端末等を導入する際にあっては、必ず介護ソフトをインストールのうえ、業務にのみ使用すること（補助目的以外の使用の防止及び私物との区別のため、業務用であることを明確に判別するための表示（シール等による貼付）を行うなど事業所において工夫すること）。また、個人情報保護の観点から、十分なセキュリティ対策を講じること。

- (4) 導入する介護ソフトについて、日中のサポート体制を常設していることが確認できる製品であること（有償・無償を問わない）。また、研究開発品ではなく、企業が保証する商用の製品であること。
- (5) 「CHASE」（ケアの内容や利用者の変化などに関する情報を収集・蓄積するために新たに構築するデータベース。）による情報収集に協力すること。
- (6) 導入の成果を県へ報告するとともに、ICT導入に関して他事業者からの照会等に応じること。

（対象経費）

第5条 補助の対象とする経費は、以下のものとする。

タブレット端末・スマートフォン等ハードウェア、及びソフトウェア（標準仕様やCHASE対応のための改修経費も含む。ただし、開発の際の開発基盤のみは対象外）、ネットワーク機器の購入・設置、クラウドサービス、保守・サポート費、導入設定、導入研修、セキュリティ対策等に係る費用。

（補助金の交付額）

第6条 補助対象となる事業所ごとに、次により算出された額以内の金額で補助を行うこととする。

- (1) 第5条に定める補助対象経費の実支出額の合計に4分の1を乗じて得た額を算出する。ただし、算出された額に1,000円未満の端数が生じた場合は切り捨てるものとする。
- (2) (1)により算出した額と、以下の表の第1欄に定める職員数に応じた第2欄の基準額とを比較して、少ない方の額を補助額とする。

1 職員数	2 基準額
1名以上10名以下	500,000円
11名以上20名以下	800,000円
21名以上30名以下	1,000,000円
31名以上	1,300,000円

（導入計画）

第7条 事業者は、職場環境の改善等のためのICT導入計画を作成する。

（補助金の交付申請）

第8条 補助金の交付を受けようとする事業者は、様式1による申請書に関係書類を添えて、町長が別に定める期日までに、交付の申請を行うものとする。

- 2 様式2による事業実施計画書には、導入後3年間の達成すべき目標、導入すべき機器、期待される効果等を記載することとし、実際の活用モデルを示すことで

他の介護事業所等の参考となるべき内容とすること。

(補助金の交付決定等)

第9条 町長は、前条の規定による申請があった場合において、申請に係る書類を審査のうえ適当と認めたときは、補助金の交付を決定し、様式3の通知書により補助事業者へその旨を通知するものとする。

2 補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

(1) 交付要領第5条の条件。

(2) 補助事業者が支援事業を実施するために必要な調達を行う場合には、県と町の助成を受けて行う事業であることに留意し、県や町が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない。

(事業の計画変更及び中止・廃止)

第10条 この補助金の交付決定後において、事情の変更により申請の内容を変更、又は中止、廃止をしようとする場合(軽微な変更を除く。)には、様式4による申請書に関係書類を添えて、町長に提出するものとする。

2 前項に規定する「軽微な変更」とは、1事業あたりの交付決定額の20パーセント未満の減とし、事業間の経費の配分変更がなく、補助の目的や事業内容に変更を生じない場合とする。

3 町長は、第1項による申請があったときは、内容を審査し、適正と認める場合は、事業変更(中止・廃止)を承認し、様式5の通知書により補助事業者へその旨を通知するものとする。

(事業開始報告)

第11条 補助事業者は、支援事業を開始したときは様式6により、事業開始後7日以内に町長に報告しなければならない。なお、事業の開始とは、一般競争入札の場合は入札告示日、指名競争入札の場合は指名通知を発した日、随意契約による見積合せの場合は見積もり依頼を発した日をいう。

(入札(見積)結果報告)

第12条 補助事業者は、入札(見積合せ)が終了したときは、速やかに様式7により町長に報告しなければならない。

(事業完了報告)

第13条 補助事業者は、支援事業が完了したときは、事業を完了した日から5日を経過した日又はこの補助金の交付の決定に係る町の会計年度の3月31日のいずれか早い日までに、様式8により支援事業の完了について町長に報告しなければならない。

(実績報告)

第14条 補助事業者は、実績報告を行う場合は、様式9により報告するものとし、次に掲げる補助対象経費の支払いに係るすべての書類の写しを添付するものとする。

ア 契約書

- イ 見積（明細）書
- ウ 請求書
- エ 領収書
- オ 納品書
- カ その他町長が必要と認める書類等

（補助金の額の確定）

第15条 前条の実績報告を受けたときは、事業の完了を確認し、その内容を審査し、必要があると認めるときは現場調査を行い、適正と認めるときは、補助金の額を確定し、様式11の通知書により補助事業者はその旨を通知するものとする。

（補助金の支払い）

第16条 補助事業者は補助金の支払いを受けようとするとき、様式12の請求書を町長に提出しなければならない。

2 町長は、必要があると認める場合においては、予算の範囲内において概算払をすることができる。

（補助金の返還）

第17条 町長は、補助金の交付を受けた補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

- (1) 実績報告書により、精算額が生じたとき。
- (2) この要綱の規定に違反し、又は不正な方法によって補助金の交付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、補助金の交付が補助事業に不適切と認められたとき。

（導入効果の報告）

第18条 補助事業者は、ICTを導入したことにより得られた効果に関するデータ等について、導入年度の翌年度の5月末日までに様式13により報告しなければならない。

附 則

この要綱は公布の日から施行する。

様式1

番 号  
年 月 日

南伊勢町長 あて

申請者 所在地  
団体名  
代表者 印

年度南伊勢町 I C T 導入支援事業費補助金の交付申請について

このことについて、南伊勢町 I C T 導入支援事業費補助金交付要綱第 8 条の規定により、次の関係書類を添えて申請します。

記

(交付申請額)

金 円

- 1 事業実施計画書 (様式 2)
- 2 歳入歳出予算書 (見込書) 抄本 (任意様式)
- 3 その他参考となる資料

(問い合わせ先)

担当  
電話  
メール

様式 2

I C T 導 入 支 援 事 業 実 施 計 画 書

1 対象施設の概要

(1) 施設及び事業所の名称及び所在地

(2) 施設又は事業所の種類

(3) 設置主体又は経営主体

(4) 職員数 ※該当欄を選択すること。

- 1名以上 10名以下
- 11名以上 20名以下
- 21名以上 30名以下
- 31名以上

・職員数には、訪問介護員等の直接処遇職員だけでなく、I C T の活用が見込まれる管理者や生活相談員等の職員も算入して差し支えない。  
 ・職員数については、申請時点における常勤換算方法により算出された人数とするが、居宅を訪問してサービスを提供する職員（訪問介護員、居宅介護支援専門員等）及び管理者や生活相談員等の職員については、従事する職務の性質上、実人数により計上しても差し支えない。

2 事業実施計画

I C T 導入後 3年間の達成すべき目標	
I C T 導入により 期待される効果等	

3 補助金対象経費内訳

購入の場合

	対象経費	単価	数量	金額	備考
使用料及び 賃借料					
備品購入費					
委託料					
合計					

備考

- ・適宜、行を追加・削除して計上すること。
- ・単価は税抜とし、定価ではなく現実的な見積もり金額を記入すること。
- ・見積書の写し及び導入機器等の内容がわかるパンフレット等を添付すること。
- ・勤務形態一覧表等の職員数が確認できる書類を添付すること。

様式第 3

南伊勢町指令 第 号

南伊勢町 I C T 導入支援事業費補助金交付決定通知書

(団体名 代表者名) 様

年 月 日付、第 号で申請のあった南伊勢町 I C T 導入支援事業費補助金に対し、南伊勢町 I C T 導入支援事業費補助金交付要綱第 9 条の規定により交付を決定する。

- 1 補助金の交付となる事業内容は、年 月 日付、第 号で交付申請のあった南伊勢町 I C T 導入支援事業費補助金交付申請書の記載のとおりとする。
- 2 補助条件は、南伊勢町 I C T 導入支援事業費補助金交付要綱の定めるところに従うこと。

年 月 日

南伊勢町長

印

様式4

番 号  
年 月 日

南伊勢町長 あて

申請者 所在地  
団体名  
代表者職氏名 印

年度南伊勢町 I C T 導入支援事業費補助金の計画変更（中止・廃止）の申請について

年 月 日付け南伊勢町指令 第 号で交付決定のあった 年度南伊勢町 I C T 導入支援事業の実施について変更（中止・廃止）が生じたので、南伊勢町 I C T 導入支援事業費補助金交付要綱第 1 0 条の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

交付申請額	金	円
(既交付決定額)	金	円
(差引変更増減額)	金	円

- 1 事業実施計画書（様式2）又は事業中止・廃止理由書（任意様式）
- 2 歳入歳出予算書（抄本）（任意様式）
- 3 その他参考となる書類

（問い合わせ先）

担当  
電話  
メール



様式5

南伊勢町 I C T 導入支援事業費補助金の計画変更（中止・廃止）承認通知書

（団体名 代表者名） 様

年 月 日付、第 号で計画変更（中止・廃止）申請のあった南伊勢町 I C T 導入支援事業費補助金に対し、南伊勢町 I C T 導入支援事業費補助金交付要綱第 1 0 条第 3 項の規定により、計画変更（中止・廃止）を承認する。

- 1 補助金の交付となる事業内容は、年 月 日付、第 号で変更（中止・廃止）申請のあった南伊勢町 I C T 導入支援事業費補助金計画変更（中止・廃止）申請書の記載のとおりとする。
- 2 補助条件は、南伊勢町 I C T 導入支援事業費補助金交付要綱の定めるところに従うこと。

年 月 日

南伊勢町長

印

様式6

番 号  
年 月 日

南伊勢町長 あて

申請者 所在地  
          団体名  
          代表者 印

事 業 開 始 報 告 書

年度南伊勢町 I C T 導入支援事業を開始しましたので報告します。

- 1 施設名
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 事業開始年月日 年 月 日
- 4 事業完了（予定）年月日 年 月 日

備考 事業開始後7日以内に報告すること。

様式 7

番 号  
年 月 日

南伊勢町長 あて

申請者 所在地  
団体名  
代表者 印

入札（見積合せ）結果報告書

このことについて、下記のとおり、 年度南伊勢町 I C T 導入支援事業の入札（見積合せ）結果を報告します。

記

施設名：

機器名：

契約方法	ア 一般競争入札		イ 指名競争入札	ウ 見積合せ	
入札 (見積合せ) 実施日	年 月 日	入札 (見積合せ) 場所		入札（見積） 者数	
予定価格（税込）	金		円		
落札業者	業者名				
落札（契約） 金 額	うち消費税及び地方消費税額		金	円	
入札 (見積合せ) 経緯	入札（見積）者	第1回 入札（見積）額	第2回 入札（見積）額	第3回 入札（見積）額	
入札（見積合せ）立会者の確認					
上記のとおり入札（見積合せ）が適正に実施されたことを確認します。					
年 月 日 (立会人職氏名)					

- 備考 1 入札（見積合せ）後、速やかに提出すること。  
2 入札（見積合せ）が不調となったときも、その旨報告すること。  
3 入札（見積）者が辞退したときは、第1回入札額の欄に「辞退」と記載すること。

様式 8

番 号  
年 月 日

南伊勢町長 へ

申請者 所在地  
団体名  
代表者 印

事業完了報告書

年度南伊勢町 ICT 導入支援事業が完了しましたので報告します。

- 1 施設名
- 2 補助金交付決定額 金 円
- 3 事業開始年月日 年 月 日
- 4 事業完了年月日 年 月 日

備考 事業完了後 5 日を経過した日又は当該年度の 3 月 31 日のいずれか早い日までに報告すること。

南伊勢町長 あて

申請者 所在地  
団体名  
代表者

印

年度南伊勢町 I C T 導入支援事業費補助金事業実績報告について

年 月 日付け南伊勢町指令 第 号で交付決定のありましたこの補助金にかかると事業実績について、南伊勢町 I C T 導入支援事業費補助金交付要綱第 1 4 条の規定により関係書類を添えて報告します。

記

- 1 事業実施報告書（様式 1 0）
- 2 歳入歳出決算書（見積書）抄本（任意様式）
- 3 契約書
- 4 見積（明細）書
- 5 請求書
- 6 領収書
- 7 納品書
- 8 その他町長が必要と認める書類等

（問い合わせ先）

担当

電話

メール

事業実施報告書

団体名

事業名	I C T導入事業
事業実施期間	年 月 日 から 年 月 日
事業の目標達成度	
導入した機器	
事業効果等	

様式第 1 1

南伊勢町指令 第 号

南伊勢町 I C T 導入支援事業費補助金交付確定通知書

(団体名 代表者名) 様

年 月 日付、第 号をもって提出された南伊勢町 I C T 導入支援事業費補助金事業実績報告書に基づき、年 月 日付、南伊勢町指令 第 号による交付決定に係る補助金の額 円のうち、南伊勢町 I C T 導入支援事業費補助金交付要綱第 1 5 条の規定により、金円を確定する。

(なお、既に交付した補助金 円との差額 円の返還を命ずる。)

年 月 日

南伊勢町長 印

# 請 求 書

## 金 円

ただし、年度南伊勢町ICT導入支援事業費補助金として、上記金額を請求します。

年 月 日

請求者 所在地  
団体名  
代表者

印

南伊勢町長あて

### 振込口座

金融機関名	
支店名	
口座種別	
口座番号	
口座名義人	



様式 1 3

番 号  
年 月 日

南伊勢町長 あて

申請者 所在地  
団体名  
代表者 印

年度南伊勢町 I C T 導入支援事業費補助金事業にかかる導入効果報告について

年度に南伊勢町 I C T 導入支援事業補助金を活用した事業について、  
年 月 日現在の導入効果について、関係書類を添えて報告します。

記

- 1 I C T 導入効果報告書 (様式 1 4)
- 2 その他参考となる資料

様式 1 4

## I C T 導入効果報告書

法 人 名 \_\_\_\_\_  
事業所等名 \_\_\_\_\_  
記入者職氏名 \_\_\_\_\_  
電 話 番 号 \_\_\_\_\_

事業名	I C T 導入事業
事業実施年度	年度
状況報告日	年 月 日
導入した I C T 機器等の名称 ・ ・ ・ ・ ・	・ 目標への達成度、I C T 機器の使用状況、導入による効果等について記入すること。

- (注) 1 業務時間の短縮効果、情報連携の円滑化、業務の効率化、ケア記録等の書類量の削減化、介護従事者の満足度等、他の介護事業所等の参考となる具体的な内容とすること。
- 2 その他参考とすべき資料があれば添付すること。